

## 拘束的コーポレート規則

---

- A. 序論
- B. 適用性
- C. 範囲
- D. 方針
- E. リファレンス
- F. レビュー

発行日: 2017年5月15日  
最終確認日: 2018年12月3日  
最終改訂: 2018年12月3日

## A. 序論

UTC は、個人情報の加工を行う対象となる人々（自己のディレクター、オフィサー、従業員、請負業者、顧客、供給者及びベンダーなど）の正当なプライバシー権を尊重している。

UTC は、自己が個人につき加工を行う個人情報のための拘束的コーポレート規則（以下「BCR」という）を採用した。UTC Fire & Security EMEA BVBA（以下「UTC F&S」という）は、主要関連会社であり、UTC 本社（以下「米国本社」という）と協力して、BCR 違反の是正につき責任を負う。

別紙 A は、本 BCR で使用される文言及び頭字語の定義を定めたものである。

UTC は、以下の情報を含む個人情報を移転する。人材情報（従業員及び派遣労働者）；顧客・供給者・ベンダー・販売代理店その他の事業パートナーの営業窓口情報；UTC 製品の消費者から得た情報で、一般的な品質保証に関する情報、及び事業会社とサービス契約のある消費者に関する氏名及び住所などの限られた情報；訪問者及び従業員でない販売代理店及び販売店；及び Otis 及び CCS の製品及びサービスのユーザーが、当該製品及びサービスの使用にあたり収集した情報。個人情報は、提供された製品及びサービス及び特定のサービス及びプロジェクトに必要なサポートによっては、UTC 内で移転される。個人情報の大部分は、米国に拠点を置く UTC 本社に移転される。

## B. 適用性

1. UTC 本社及びグループ内契約を締結した事業会社は、本 BCR を遵守することが義務付けられている。当該法人は、個人情報を加工するときに自己の社員が本 BCR を遵守することを保証することとする。UTC は、BCR 遵守を確実にするために企業内における明確で一貫した管理体制を確立する。
2. UTC は、最低限、全世界で適用のある全ての個人情報保護関連法令を遵守する。UTC に適用される現地法令その他の規制で、より厳格なレベルのデータ保護を課すものは、BCR に優先する。適用法が本 BCR と矛盾し、UTC 本社又は事業会社が BCR に基づく義務を果たすことを妨げ本 BCR で提供する保証に実質的な影響がある場合は、関係する法人は、UTC アソシエート法律顧問（データ・プライバシー及びセキュリティ担当）（以下「AGC DPS」という）に対し速やかに通知することとする。但し、捜査当局又は法律によって禁止されている情報の提供を除く。UTC AGC DPS は、プライバシー諮問委員会及び関係す

---

<sup>1</sup> De Kleetlaan 3, 1831 Diegem, Belgium に会社所在地を有する UTC Fire & Security EMEA BVBA

る法人及び事業会社と協力のうえ、適切な行動指針を決定するものとし、疑義がある場合、管轄権を有するデータ保護当局と協議することとする。

3. 本 BCR はまた、事業会社及び本社がその他の UTC 事業体に代わり個人情報を加工する場合にも、適用される。個人情報を加工する事業体は、本 BCR の別紙 B に定める内部加工条件に拘束されることとする。
4. BCR とコーポレート方針マニュアルセクション 24 の間で相違がある場合、欧州経済地域又はスイスに直接的又は間接的に由来する個人情報については、本 BCR が優先する。

## C. 範囲

本 BCR は、所在地にかかわらず、UTC による個人情報の加工を規制するものである。但し、(i) 機密扱個人情報につき明確な同意を得ることの要求、(ii) 個人の実施権及び保証に関する、セクション D.6 パラグラフ 1 から 6 に含まれる規定、(iii) BCR とコーポレートマニュアルのセクション 24 の相違に関するセクション B.4 、(iv) D.1(d) の要求事項、及び(v) 法執行及び規制当局とのデータ共有に関するセクション D.1(f) の部分は、欧州経済地域、英国又はスイスに直接又は間接的に由来する個人情報に適用されることとする。

## D. 方針

1. **プライバシー原則**：自己の活動の全てにおいて、UTC は、以下に掲げる行動をなすこととする。
  - a) **個人情報を公正に適法に加工すること**

個人情報は、(1) 同意に基づく場合、(2) 情報源の国の法律により要求又は許可される場合、又は(3) 人材管理、顧客及び供給者とのビジネス上の交流、及び物的損害の脅威など、正当な目的がある場合に、特定目的のために加工することとする。

機密扱個人情報は、(1) データが由来する国の法律により求められる場合、(2) 法律で認められる場合において個人の明確な同意がある場合、又は(3) 個人の重大利益又は本社若しくは事業会社による法的要求の確立、行使又は防御を保護するために必要な場合にのみ加工することとする。

個人情報は、新たな同意の取得など、前段に定めた条件のひとつに基づき許可される場合を除き、異なる目的のために加工してはならない。

**b) 関連する個人情報の加工のみ行うこと**

UTC は、個人情報の加工が、当該情報の加工の単一又は複数の目的に関して、十分に適切であって過度ではないことを確保するために、努力を行うこととする。さらに、UTC は、自己が収集した目的に必要な期間を超えて個人情報を保持しないこととする。但し、新たな目的に使用するために同意を得た場合、又は適用法、規制、訴訟手続、行政手続、仲裁手続又は監査要求によって要求される場合を除く。UTC は、自己の占有下にある個人情報が正確で最新のものであることを確保するために、努力を行うこととする。

**c) 事業会社が加工する個人情報の所有者である個人に対し、適切な通知を行うこと**

個人がすでに本情報を認識している場合を除き、本社及び/又は関連する事業会社は、個人情報収集の時点で、個人情報を収集することとなる個人に対し次の点につき通知書を交付することとする。収集した個人情報につき責任を負う UTC の事業体の識別情報及び詳細な連絡先；該当する場合、データ保護責任者の詳細な連絡先；個人情報が収集されることとなる目的；該当する場合、加工の法的根拠及び管理者が追求する正当な利益；UTC が情報を共有する受領者の種類；個人に対し与えられる選択及び権利（同意を撤回する権利又は特定のデータの使用に反対する権利、及び該当する場合、所轄監督機関に苦情を申立てる権利を含む）；当該選択の結果；プライバシー問題について UTC に質問又は苦情を行う場合の窓口；該当する場合、収集したデータの保持期間；該当する場合、もしあるならば、自動化された意思決定に関する情報；該当する場合、UTC が収集したデータを EU 域外に所在する受領者と共有する可能性がある事実、及び UTC が意図するデータ保護の方法。本通知書の交付が過度の負担となる、例外的な場合（個人情報が個人から取得したものではない場合）、UTC は、熟慮の後、個人に対し通知書を交付しないこと、又は通知書の交付を延期することを決定することができる。

**d) 個人情報に対する自身のプライバシー権を行使するための個人の正当な権利を尊重すること**

UTC は、個人が、当該個人の個人情報へのアクセス及び訂正を要求することを許可することとする。本社及び/又は関連する事業会社は、合理的な期間内に要求に従うこととする。但し、かかる要求が明らかに正当な理由のないもの又は過度なものである場合を除く。本社及び/又は関連する事業会社は、当該要求が明らかに正当な理由のないもの、又は過度なものである

ことを示す責任を負う。個人は、身分証明書の提出を要求される場合があり、かつ適用法が認める場合サービス手数料の適用を受ける場合がある。

個人は、個人情報の加工を拒むか、又は個人情報のブロック又は削除を要求することができる。UTC は、個人情報の保有が契約義務、監査要求、規制上の又は法的義務により要求される場合、又は法的要求から会社を防御するためである場合を除き、かかる要求に従う。個人は、UTC が雇用の提供、要求のあったサービスの提供又は取引の開始をできないことなど、UTC に自己の個人情報を加工させないという選択の結果生じる影響につき知らされることとする。

連絡を受けないことを選択した個人で、それが適用法に従っているという例外の場合、UTC は、当該個人の利益に基づき個人への連絡目的のために個人情報を加工することができる。UTC からマーケティング通信を受けることを希望しない個人は、例えば、アカウントセッティングで、又は電子メール内で提供される指示に従って、又は通信内のリンクから、さらなる広告に反対するための容易にアクセス可能な手段、を提供される。反スパム規制の適用に疑義がある場合は、[privacy.compliance@utc.com](mailto:privacy.compliance@utc.com) までご連絡下さい。

UTC が個人情報に基づき個人につき自動化意思決定を行う場合、UTC は、決定の背後にある論理に関する情報及び決定を再検討する機会を提供すること、及び個人が視点を掲示することを認めることなど、個人の正当な利益を保護するための適切な措置を講じることとする。

e) *適切な技術的及び組織的セキュリティ対策を講じること*

個人情報の不正又は違法な加工を防ぐため、かつ個人情報の予期しない変更、不正開示又は不正アクセス、損失又は破棄又は損害を防ぐために、UTC は、該当する加工の機密性及びリスク、該当する個人情報の性質及び該当するコーポレート方針を考慮のうえ、適切なセキュリティ対策を講じることとする。事業会社は、強固なデータ違反インシデント対応計画を実施するか、UTC のデータ違反インシデント対応計画を忠実に守り、実際のデータ違反への適切な対応及び是正に取り組むこととする。

UTC は、本 BCR 又は同等の要求事項を尊重すること、及び UTC の指示に従って個人情報の加工のみを行うことをサービス・プロバイダーに義務付ける書面契約を締結する。書面契約は、UTC が提供する標準的条件を使用するか、又は指定した営業ユニットプライバシー専門家又は UTC AGC DPS が承認した修正を行わなければならない。

- f) 適切な安全性確保措置なく個人情報を EEA 及びスイス以外の第三者又はサービス・プロバイダーに移転しないこと

UTC が、UTC の一員ではなく、(1) (EC 指令 95/46/EC の意味において) 十分な保護レベルでない国に所在するか、(2) 承認された拘束的コーポレート規則の対象でないか、又は(3)EU の適正要件を満たすその他の取決めを有さない第三者又はサービス・プロバイダーに対し個人情報を移転する場合、本社及び/又は関連する事業会社は、次の点に関し保証することとする。

- 第三者に関して、本 BCR と同等の保護レベルを提供するモデル契約条項などの適切な契約上の管理を実施するか、又は代わりに、当該移転が次の条件の下行われていることを保証することとする。(1) 個人の明確な同意のうえ行われていること、(2) 個人と締結した契約を完了又は履行するために必要な場合、(3) 重要な公益を根拠に<sup>2</sup>、必要又は法的に要求される場合、(4) 個人の重大利益を保護するために必要な場合、又は(5) 法的要求の確立、行使又は防御のために必要な場合。
- 加工者に関して、本 BCR と同等の保護レベルのモデル契約条項などの契約上の管理を実施することとする。

- g) 適切な説明責任措置の実施

EU 一般データ保護規則及び英国法に従い個人情報のデータ管理者又は処理者の役割を果たす事業会社は、一般データ保護規則で義務付けられる場合、処理行為を記録した個人情報データインベントリの保持、データ保護影響評価の実施、並びにプライバシーバイデザイン及びプライバシーバイデフォルトの原則の実施などの説明責任要件を遵守することとする。EU 個人情報を含む個人情報データインベントリはすべて、一般データ保護規則で義務付けられる場合、要求に応じて、所轄監督機関が利用できるようにすることとする。

2. **ガバナンス** : UTC は、BCR の遵守を確保することができるガバナンス基盤を維持することを約束する。当該基盤は次で構成される。

- a) **倫理及び法令遵守責任者** (以下「ECO」という) : 当該責任者は、BCR の遵守を促進し、BCR に関する内部の意見及び苦情の内部連絡先である。UTC

---

<sup>2</sup> 適用法に従い、事業会社は、民主主義社会において、国家安全保障及び公安、防衛、防止、犯罪の調査、捜査及び訴追の確保のために必要な場合、及び国際的及び/又は国内的手段により課せられた制裁を遵守するために必要な場合、法執行及び規制当局と個人情報を共有することができる。



は、倫理及び法令遵守責任者がプライバシー苦情を受け調査するため、プライバシー懸念事項の解決を援助するために、かつ必要な場合、レビュー及び解決のために苦情を適切なプライバシー・プロフェッショナル又はプライバシー・オフィスなどの適切なリソースへと送るために、研修を受けていることを、保証することとする。

- b) **オンブズマン・プログラム**： オンブズマン・プログラムを構成する個人は、BCRに関する内外の意見及び苦情を受けるメカニズムを維持することとする。UTCのオンブズマン・プログラムは、個人、サービス・プロバイダー及び第三者が指導を求め、質問を行い、意見を表明し、かつ疑いのある不正行為を報告するための安全かつ秘密のチャネルである。オンブズマン・プログラムは、レビュー及び解決が必要な場合、適切なプライバシー・プロフェッショナル又はプライバシー・オフィスなどの適切なリソースに対し、苦情を送る。但し、苦情申立人が同意した場合に限る。
- c) **プライバシー・プロフェッショナル**： 各事業ユニットは、プライバシー関連問題に関して事業ユニットにおける倫理及び法令遵守責任者並びにその他のためのリソースの役割を果たす者として、少なくとも1名のプライバシー・プロフェッショナルを任命することとする。プライバシー・プロフェッショナルは、現地でBCRの遵守を確保するにあたり、かつ事業ユニット内の欠点を特定し是正するにあたり、管理を支援する。UTCは、プライバシー・プロフェッショナルが十分なりソース及び自己の役割を果たすための独立した権限を有していることを保証する。
- d) **データ保護責任者（以下「DPO」という）**： DPOの役割は、適用法に定義される。DPOは、適用法が要求する場合に任命される。DPOは、定期的にUTC AGC DPSと連携して対処する。
- e) **プライバシー諮問委員会（以下「PAC」という）**： PACは、BCRの実施を含む、UTCのプライバシー法令遵守プログラムを全般的監督につき責任を負う。PACは、個々の事業ユニットを代表するプライバシー・プロフェッショナル、及びヒューマン・リソース（以下「HR」という）、情報技術（以下「IT」という）、国際貿易法令遵守（以下「ITC」という）、環境・保健及び安全（以下「EH&S」という）、ファイナンス、供給管理及びUTC F&Sからの代表者を含むこととする。他のメンバーは、必要に応じて、一時的または恒常的に追加される。PACは、UTC AGC DPS及びプライバシー・オフィスと協力して、保証及び監査チームの調査結果に取り組むためのコンプライアンス計画の世界的な実施を展開及び保証する。



- f) **UTC アソシエート法律顧問、データ・プライバシー及びセキュリティ担当** (以下「**AGC DPS**」という) : **AGC DPS** は、プライバシー・プロフェッショナルと協力して、**BCR** を展開し、効果的かつ効率的に実施されることを保証することとする。**AGC DPS** はまた、データ・プライバシーの研修及び啓蒙活動、並びにプライバシー・プロフェッショナルのサポート及び秘密情報保護のための基本的な要求事項に加え、データ・プライバシー要求事項の存在及び目的を促進する間、彼らが研修を受けた者であることを保証することにつき責任を負う。**AGC DPS** は、プライバシー諮問委員会に対し指示を与え先導することとする。**AGC DPS** は、本社にプライバシー・プロフェッショナルとして働くこととする。
- g) **プライバシー・オフィス** : **プライバシー・オフィス** は、**AGC DPS**、プライバシー・プロフェッショナル及び任命されたデータ保護責任者並びに事業会社又は本社が任命した追加社員から成る。**プライバシー・オフィス** は、**PAC** に参加し、**プライバシー・オフィス** 又はオンブズマンスタッフに寄せられた意見又は苦情に回答及び解決し、かつ **ECO** チームに提出された意見又は苦情に回答及び解決するにあたり、**ECO** を支援する。
- h) **UTC F&S** : **UTC F&S** は、プライバシー・プロフェッショナル又は **DPO** を通じて **PAC** に参加することとする。**BCR** 違反の証拠が見つかった場合には、**PAC** 又は **AGC DPS** は、**UTC F&S** に知らせるものとし、**UTC F&S** と協力して、本社及び/又は関連する事業会社及びプライバシー・プロフェッショナルと共に適切な是正措置を実施することとする。
3. **研修** : **UTC** は、以下の分類に該当する社員が、データ・プライバシー、セキュリティ及び/又は反スパム規制に関する年次研修を受けることを確保することとする。
- 倫理及び法令遵守責任者
  - プライバシー・プロフェッショナル
  - 自己の責任の不可欠の部分として個人情報を取り扱う社員、及び
  - 個人情報を加工するために使用するツールの開発に従事する社員
4. **監視及び監査** : 内部監査部門を監督する内部監査担当の **UTC** バイス・プレジデントは、**BCR** の遵守について評価するため、及び事業会社が是正措置を確実に実施するために追跡調査するために通常の保証及び監査プログラムを管理することとする。内部監査担当のバイス・プレジデントは、内部監査部門スタッフ、**AGC DPS** 及び事業会社の支援を受け、**BCR** 遵守のためのシステム及びプロセスに取り組むため、**BCR** の監査プログラムの適切な範囲を決定することとする。



BCR コンプライアンス監査の結果は、AGC DPS に連絡されることとし、AGC DPS は順次、UTC バイス・プレジデント、秘書役及びアソシエート法律顧問、UTC F&S 並びにプライバシー諮問委員会に連絡することとする。UTC バイス・プレジデント、秘書役及びアソシエート法律顧問は、UTC 本社の取締役会又は監査委員会などの取締役会の委員会に対し、BCR に関する重要な監査指摘事項を連絡することとする。EEA 及びスイス内の管轄権のあるデータ保護機関は、要求により、BCR に関する監査結果にアクセスすることができる。

5. **権利及び苦情のための要求の処理**：個人情報加工に関し個人から要求があった場合、以下に定めるとおり取組むこととする。現地法で義務付けられる場合、かかる連絡方法は追加される可能性がある。

a) *内部 - UTC のイントラネットへアクセスできる社員から*

UTC の直接の従業員である社員は、現地のヒューマン・リソース代表に対し要求及び苦情を表明することができる。従業員を含む全ての社員は、現地、地域又はグローバルの倫理及び法令遵守責任者（以下「ECO」という）、オンブズマン・プログラム又はプライバシー・オフィスに連絡することができる。当該リソースは、次の通り連絡することができる。

現地 HR	通常の内部チャネルを使用した連絡
ECO	<a href="http://ethics.utc.com/Pages/Global%20Ethics%20and%20Compliance%20Officers.aspx">http://ethics.utc.com/Pages/Global%20Ethics%20and%20Compliance%20Officers.aspx</a>
オンブ ズマン	<p>インターネット：<a href="http://Ombudsman.confidential.utc.com">Ombudsman.confidential.utc.com</a></p> <p>電話： 米国、カナダ及びプエルトリコからは、800.871.9065。米国外から電話する場合、最初に適切な AT&amp;T ダイレクトアクセスコードをダイヤルしなければならない。入力信号（音声又は発信音）の後、オンブズマンの通話料無料番号をダイヤルしなければならない。</p> <p>郵送先： 10 Farm Springs Road, 10FS-2 Farmington, CT 06032-2526 USA United Technologies Corporation オンブズマン・プログラム宛</p>
プライ バシ ー・オ フィス	<a href="mailto:privacy.compliance@utc.com">privacy.compliance@utc.com</a>

現地 HR、ECO 又はプライバシー・オフィスに提出された苦情：当該苦情は、それを受けたグループ（HR、ECO 又はプライバシー・オフィス）によって、必要な場合適切なプライバシー・プロフェッショナル又は AGC DPS（又は被指名人）の支援を受けて、処理されることとする。

オンブズマン・プログラムに提出されたプライバシー苦情：苦情が更なる回答及び合意を求めている場合、当該苦情は、回答及び解決のためにプライバシー・オフィスに送られることとする。

*b) 外部 - その他全ての個人から*

その他全ての個人からの要求及び苦情は、オンブズマン・プログラム又はプライバシー・オフィス宛に送ることができ、宛先は次のとおりとする。

オンブズマン	<p>インターネット： <a href="https://ombudsman.confidential.utc.com">Ombudsman.confidential.utc.com</a></p> <p>電話：米国、カナダ及びプエルトリコからは、800.871.9065。米国外から電話する場合、最初に適切な AT&amp;T ダイレクトアクセスコードをダイヤルしなければならない。入力信号（音声又は発信音）の後、オンブズマンの通話料無料番号をダイヤルしなければならない。</p> <p>郵送先：</p> <p>10 Farm Springs Road, 10FS-2 Farmington, CT 06032-2526 USA United Technologies Corporation オンブズマン・プログラム宛</p>
プライバシー・オフィス	<p><a href="mailto:privacy.compliance@utc.com">privacy.compliance@utc.com</a></p>

苦情が更なる回答及び合意を求めている場合、オンブズマン・プログラムに提出されたプライバシー苦情は、回答及び解決のためにプライバシー・オフィスに送られることとする。

*c) 苦情処理に関する追加情報*

苦情、及び世界的な構造的欠陥を明らかにした監査結果は、UTC F&S 及び現地プライバシー・プロフェッショナルと協力のうえ、世界的な解決を保証するために、PAC を通じ AGC DPS によって処理されることとする。

苦情が苦情申立人の満足する程度まで解決されない場合はいつでも、現地 HR、ECO 又はプライバシー・プロフェッショナルは、当該問題を AGC DPS に報告することとする。AGC DPS は、順次、利用可能な処理手続を通じて、解決できない全ての苦情を UTC F&S に連絡することとする。

UTC は、要求/苦情の受付後 5 営業日以内に初回回答を行うよう努めることとする。当該要求/苦情の複雑さ及び範囲によっては、当該期間は更に長くなる場合があるが、1 カ月は超えないこととする。

BCR のいかなる条項も、EEA 又はスイスに所在する事業会社による適用法違反に関して、管轄権を有するデータ保護期間又は裁判所に提出するための適用現地法に基づく個人の権利に影響しない。

6. **個人の実施権及び保証：**個人は、本セクション、セクション B、C、D.1、D.5、D.7、D.8 及び D.9 に従い明確に付与された権利の利益、及び本セクションで UTC F&S が提供する保証の利益を受けることとする。

BCR 違反の疑いがある場合、欧州連合、英国又はスイスの居住者である個人は、以下を行うことができる。

- 個人の居住場所、就業場所又は被疑侵害の場所のうち個人が選択する場所のある EU 加盟国のデータ保護機関に苦情を申立てること、又は
- 管理者若しくは処理者の設立場所、又は個人の居住場所のいずれかのうち、個人が選択する場所のある EU 内の管轄裁判所にて訴訟を起こすこと

欧州連合、英国又はスイスの非居住者である個人を含めて、本 BCR に基づく権利を有する全ての個人は、自身の適用国内法に基づき法定是正手続を利用することができる。

UTC 本社からの支援を受けて、UTC F&S は、(1) UTC 本社又は EEA 以外の事業会社が犯した違反の是正のために、かつ(2) 関連する事業会社が既に賠償金を支払済みであるか命令に従っている場合を除き、本社及び/又は EEA 及びスイス以外に所在する事業会社による BCR 違反に起因する全ての損害につき、本条で言及する裁判所から認められた賠償金を個人に支払うために、措置が取られることを保証することにつき責任を負うこととする。

個人が、自己が損害を受けたことを示すことができる場合、UTC F&S は、UTC 本社と協力して、本社及び関係する事業会社が BCR に基づく義務に違反してい

なかったことを証明しなければならない。かかる証明が可能な場合、UTC F&S は、自身を BCR に基づく責任から免責することができる。

UTC 本社は、欧州経済地域又はスイスに直接的又は間接的に由来しない個人情報に関して EEA 及びスイス以外に所在する事業会社が犯した違反を是正するために措置が取られることを保証することにつき責任を負うこととする。

EEA メンバー及びスイス以外の、本 BCR が個人情報を移転するための合法的手段であると認識している国において、かかる国の個人は、セクション D.1、D.5、D.7 及び D.9 に従い明確に付与された権利の利益を受けることとする。それにより、かかる国で影響を受ける個人は、事業会社による BCR 違反に対し、本条を行使するためにかかる国であらゆる措置を取ることができる。

7. **データ保護機関との協力：**事業会社は、要求に応じて監査結果を提供することを含め、BCR に関する問合せ及び確認に関して、管轄権を有するデータ保護機関の合理的な要求に応じて必要な支援を提供することとする。

UTC は、更なる申立が不可能であるか、UTC が申立しないと判断した、管轄権を有する EEA/スイスのデータ保護機関の最終判断に従うこととする。UTC は、自身による BCR の遵守が、適用法に従って管轄権を有するデータ保護機関により監査される場合があることを認める。

8. **BCR の修正：**UTC F&S は、BCR の保護レベルを実質的に変更するような修正又は変更が行われた場合、ベルギーデータ保護機関に対し速やかに通知することとする。年に 1 度、UTC F&S は、前年に実施された全ての変更につきベルギーデータ保護機関に対し通知することとする。

UTC F&S は、グループ内契約を締結した全事業会社のリスト及び BCR の全更新リストの最新版を保持することとする。かかるリストは、要求に応じて、義務を負う事業会社、個人又は EEA/スイスのデータ保護機関が利用できるようにする。いずれの場合も、UTC F&S は、最低年に 1 度、コーポレート規則契約を締結した全事業会社の最新リストのコピーをベルギーデータ保護機関に提供することとする。

UTC は、関連グループメンバーがグループ内契約を締結しこれを遵守できる時まで、UTC グループの他のメンバーに個人情報を移転するため BCR に依拠しないこととする。

9. **本 BCR の連絡：**個人が BCR に基づく権利を認識したことを保証する目的で、EEA 及びスイス内の事業会社は、外部公開ウェブサイト上に本 BCR 又は本

BCR へのリンクを掲載することとする。UTC は、[www.utc.com](http://www.utc.com) 又はそれに代わるウェブサイトの本 BCR 又は本 BCR へのリンクを掲載することとする。

### 別紙 A-定義

「事業ユニット」とは、UTC の主要セグメントで、適宜変更し、かつ現在は Climate、Controls & Security、Otis、Pratt & Whitney、UTC Aerospace Space、UTC Research Center、及び UTC 本社から成る。

「CCS」とは UTC の Climate, Controls & Security 事業ユニットをいう。

「本社」とは、10 Farm Springs Road, Farmington, CT 06032 USA にある会社の米国本社をいう。

「データ漏えい」とは、秘密工程又は鍵の漏えいがあった場合に、個人情報 of 安全性、秘密性又は完全性を損なう恐れがあり、1 人又は複数の個人に危害を及ぼすリスクが生じる、暗号化されていない個人情報又は暗号化された個人情報の不正取得又は不正使用をいう。危害を及ぼすリスクには、なりすましの可能性、困惑の可能性、個人情報の漏えい又はその他の悪影響を含む。合法的な目的での UTC 又はその社員又はサービス・プロバイダーによる個人情報の誠実だが不正の取得は、個人情報が不正な手段で使用されたか、又はさらなる不正開示の対象となった場合を除き、秘密データ漏えいとはならない。

「個人」とは、社員、UTC 顧客又は供給者、及び UTC 製品及びサービスの消費者といった自然人をいう。

「事業会社」とは、本社を除く、UTC の事業セグメント、ユニット及び部門、並びに所在する場所にかかわらずその他全ての営業体（UTC が支配的持分又は実質的な経営支配権を有している被支配ジョイント・ベンチャー、パートナーシップ及びその他の事業取決めを含む。）をいう。

「個人情報」とは、特定された又は特定可能な自然人に関する情報をいう。とりわけ、識別番号、氏名又は個人の身体的、生理的、精神的、経済的、文化的又は社会的アイデンティティに特有の要素などの識別子を参照することにより、直接的か間接的かを問わず、特定されたか特定可能な情報をいう。個人が特定可能であるか否かは、UTC 又は他の個人が、関係する個人を特定するために合理的にみて使用する可能性のある方法であるかによる。当該措置が合理的に見て使用されない場合、又は特定が不可能である場合、関連データは匿名であり、本 BCR の対象とはならない。この用語には、機密扱個人情報も含まれる。個人情報には、媒体にかかわらず（ハードコピー、

電子的なもの、ビデオ記録及び音声記録を含むが、これに限らない。) 、収集、加工及び/又は移転がなされた情報を含む。

「社員」とは、UTC のディレクター及びオフィサー、並びに UTC が抱える臨時従業員、請負会社、派遣労働者及び契約労働者を含む UTC の従業員をいう。

「加工」とは、自動的な方法であるか否かを問わず、収集、記録、整理、保管、翻案又は変更、修正、参照、使用、転送による開示、移転、普及又はその他利用可能とすること、調整又は組合せ、ブロック、消去又は破棄などの、個人情報に対し実施される操作又は一連の操作をいう。

「機密扱個人情報」とは、個人情報のサブセットであり、人種若しくは民族的起源、政治的意見、宗教的若しくは哲学的信念、労働組合加入、健康、性的嗜好、性生活又は犯罪の実行若しくは実行の疑い及び刑罰の可能性に関わる特定された又は特定可能な者に関する情報をいう。

「サービス・プロバイダー」とは、UTCに対し直接自己のサービスを提供することにより、個人情報を加工するか又はUTCにより加工された個人情報へのアクセスを別途許諾されている事業体又は者をいう。

「第三者」とは、UTC本社並びにコーポレート規則契約を締結した事業会社及び当該会社の従業員でもサービス・プロバイダーでもない、個人又は事業体をいう。

「UTC」とは、UTCの本社及びその事業会社をいう。

## **別紙 B-内部処理条項**

本条項は、BCR により拘束される事業会社（以下「UTC 第一義務者」という）が、対象となる個人データの処理を含むプロジェクトを、拘束されたその他の事業会社（以下「UTC 加工者」という）に委託する場合に適用される。プロジェクトが UTC 第一義務者及び UTC 加工者の間の作業命令を含む限りにおいて、作業命令は次の条件として定める内部処理条項を参照することとする。「本作業命令に定めるサービスは、個人情報保護のために UTC BCR に定める内部処理条項に準拠する。」

本条項で定義された文言は、UTC BCR で定義された文言を参照する。

1. UTC 第一義務者及び UTC 加工者は、作業命令の全ての期間中、引続き UTC BCR に拘束されることにつき合意する。本条項は、作業命令期間中適用される。本条項のセクシ

ョン 4.2、4.4、4.5、4.8、4.10 及び 4.11 の規定は、作業命令の終了にかかわらず存続することとする。

2. サービスの実施において、UTC 加工者は、UTC 第一義務者の代わりに個人情報を処理することとする。
3. UTC 第一義務者の義務：
  - 3.1. UTC 第一義務者は、UTC 加工者に対し、関連する個人情報の処理の性質、目的及び期間につき明確な指示を与えることとする。当該指示は、UTC 加工者が本条項及び UTC BCR に基づく義務を果たすために十分に明確なこととする。とりわけ、UTC 第一義務者の指示は、再委託先の使用、個人情報の開示及びその他の UTC 加工者の義務を統制することができる。
  - 3.2. UTC 第一義務者は、UTC 加工者に対し、本条項に基づき UTC 加工者が実施する加工に関する、国内データ保護法並びに関連する規制、規則、命令及び類似の規制に対する全ての修正につき連絡することとし、かつ UTC 加工者が当該修正をどのように遵守すべきかにつき指示を与えることとする。
4. UTC 加工者の義務
  - 4.1. UTC 加工者は、作業命令に定めたとおり、かつ書面で連絡するとおり、UTC 第一義務者の指示に従って個人情報を加工することとする。UTC 加工者は、その他の方法により、又はその他の方法で関連する個人情報の加工を行ってはならない。
  - 4.2. UTC 加工者は、UTC BCR の全ての条項、とりわけセクション D.1.e を遵守することとする。
  - 4.3. UTC 加工者は、UTC 第一義務者の書面による事前承諾なく、本条項のセクション 4.6 に従った再加工者以外の第三者に対し、関連する個人情報を開示又は移転してはならない。
  - 4.4. UTC BCR (セクション D.1.f) に従い、UTC 加工者が、有効な法的義務の結果、加工の実施を求められる場合、UTC 加工者は、本セクション 4 の要求事項にかかわらず、加工を行うこととする。かかる場合において、UTC 加工者は、適用法令又は政府機関がかかる通知を禁止する場合を除き、かかる要求事項を遵守する前に書面にて UTC 第一義務者に対し通知することとし、かかる開示に関する UTC 第一義務者の全ての合理的な指示に従うこととする。



- 4.5. UTC 加工者は、個人が自身の個人情報に関する自身の権利を行使できるように、個人から連絡を受けた日の 3 営業日以内に、UTC 第一義務者に対し通知することとし、かかる連絡への応答にあたり UTC 第一義務者の指示に全て従うこととする。加えて、UTC 加工者は、自身の個人情報に関する個人の権利について個人から受けた連絡へ応答するために、UTC 第一義務者が要求する全ての支援を提供することとする。
- 4.6. UTC 加工者は、作業命令に基づく自己の義務の履行にあたり、再加工者を支援に従事させることができる。但し、UTC 第一義務者の書面による事前承諾を得ることとする。UTC 加工者は、再加工者との間で書面契約を締結することとし、当該契約では、再加工者に対し、全ての重要な点において、本条項により UTC 加工者が課される義務と同様に義務負担があり同等である義務を課することとする。UTC 加工者は、UTC BCR セクション D.1.f を遵守しなければならない。
- 4.7. UTC 加工者は、自身が適用を受けるデータ保護法（又はその他の法令）のいずれも、本条項に基づく自己の義務の履行を妨げないことを表明し保証する。UTC 加工者の本条項の遵守につき重大な悪影響を与える可能性のあるかかる法律の変更がある場合、又は UTC 加工者が本条項を遵守することができない場合、UTC 加工者は、15 営業日以内に UTC 第一義務者に通知することとし、UTC 第一義務者は、即時効力をもって、作業命令を終了する権利を有する。
- 4.8. UTC 加工者は、UTC 第一義務者が、UTC BCR セクション D.4 に従い、UTC 加工者の本条項の遵守状況の監査を要求することができることに同意する。とりわけ、UTC 加工者は、かかる義務を遵守していることを示すために必要な全ての情報を UTC 第一義務者が利用できるようにすることとし、かつ UTC 第一義務者又は UTC 第一義務者が指示した監査人が実施する、査察を含めた監査を受けることとする。
- 4.9. UTC 加工者は、UTC 加工者の権限の下個人情報の加工を行う者が適切な守秘義務の対象であることを保証することとする。
- 4.10. UTC 加工者は、該当する場合、データ保護影響評価の完了を含む、UTC 第一義務者が適用データ保護法に基づく自身の義務を遵守するにあたり、UTC 第一義務者を支援することとする。
- 4.11. UTC 加工者は、データ侵害が発生した場合、遅滞なく UTC に通知することとし、データ侵害を是正し再発を防止する措置を速やかに講じ、要求された場合、UTC が同措置を講じるにあたり支援することとする。UTC 又は該当する事業会社は、該当する調査及び修復に関して UTC 第一義務者及び UTC 加工者と連携する。また、UTC 加工者は、UTC 第一義務者の義務を果たすために必要な場合、



UTC 第一義務者が政府当局又は影響を受ける個人に当該データ侵害を通知することを支援することとする。

5. 作業命令の終了の場合、UTC 加工者は、UTC 加工者が保有する全ての関連する個人情報、あらゆる媒体の全てのコピーと共に UTC 第一義務者に送付するか、これらを破棄することとする。但し、UTC 加工者が、適用法令又は行政機関によりかかる個人情報又はその一部を保持することを求められた場合はこの限りでない。この場合、UTC 加工者は、UTC 第一義務者に対しかかる義務につき速やかに通知することとする。
6. 本条項は、UTC 第一義務者が設立された国の法に準拠し、これに従い解釈されることとする。UTC BCR セクション D.6 に影響することなく、本条項の各当事者は、本条項に起因又は関連する請求又は問題について、UTC 第一義務者の国の裁判所の専属管轄権に取消不能の形で服する。
7. 雑則
  - 7.1. 本条項の規定は分離可能である。ある句、節又は条項の全体又は一部が無効又は執行不可能である場合、かかる無効性又は執行不可能性は、かかる句、節又は条項にのみ影響し、本条項の残りの部分は引続き効力を維持することとする。
  - 7.2. 本条項の規定は、UTC 第一義務者及び UTC 加工者並びに個々の承継人及び譲受人の利益のために効力を生じ、これらの者を拘束する。